平成２３年（フ）第９２５号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目13番７―202号
破産者　佐藤　準司
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６号
大分県豊後大野市清川町六種950番地１
破産者　宮成きよみ
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第３３号
宮崎県日南市南郷町中村乙3949番地21
破産者　神元　末男
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
沖縄県糸満市西崎町３丁目153番地
破産者　末吉　正美
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３６号
奈良県橿原市出合町92番地の12
破産者　坂口　喜康
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２７１５号
北海道恵庭市北柏木町１丁目796番地の３ボヌール北柏木Ⅱ―101号
破産者　五十嵐禎人
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００９号
札幌市白石区栄通２丁目２番５―301号
破産者　二瓶　俊之
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３５号
札幌市中央区北４条東５丁目５番地　ハイマート佐々506号
破産者　星　健太郎
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４０号
仙台市太白区中田町字前沖91番地
破産者　渡邊　艶子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
宮城県黒川郡富谷町今泉字瀬戸ケ沢14番地
破産者　横田みゆき（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
宮城県登米市東和町米川字町裏24番地１　ポプラホーム、開始決定時の住所宮城県登米市津山町柳津字沢田99番地
破産者　阿部　　悟
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第９６号
埼玉県本庄市児玉町児玉545―６、住民票上の住所埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎1039番地５
破産者　島田　光則
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２５号
埼玉県熊谷市久下２丁目15番地13　北３
破産者　原口　　智
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６３号
富山市黒瀬北町２丁目７番地14　プライムスティ・クロセＢ棟101号、開始決定時の住所富山市安養寺380番地
破産者　徳義　敬子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５号
長野県佐久市中込3679番地26　ＫＯＷＡハイツ102号、前住所長野県佐久市前山120番地２
破産者　佐藤　　崇
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第３１１号
静岡県富士市伝法2499番地の３、破産手続開始決定時の住所静岡県富士市中野80番地の１
破産者　金森　　毅
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４２号
名古屋市中川区荒江町17番７号、開始決定時の住所名古屋市中川区柳川町１番18号
破産者　志知　久男
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７４５号
名古屋市東区泉２丁目28番18号　レジディア高岳214号
破産者　望月　悦子
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部